

## 2 持戻し免除の意思表示の推定

弁護士 増田 朋記

### Q2-1 持戻し免除の意思表示の推定

結婚後、20年以上一緒に暮らしてきた夫が亡くなりました。夫と一緒に暮らしていた住居とその敷地については、生前に夫から私が譲り受けており、夫の遺産は1000万円の預貯金のみとなっています。ところが、先妻の子から、私が譲り受けた土地建物も相続の対象になると言われています。本当でしょうか。

### A2-1

相続人が被相続人から生前に遺産の前渡しとなるような贈与を受けていた場合には、「特別受益」となり、その額を相続財産額に加えた上で相続分を算定することとなります（「持戻し」と呼ばれます。）。もっとも、今回の相続法改正によって、①婚姻期間が20年以上の夫婦において、②居住用の建物またはその敷地の遺贈または贈与があった場合には、「持戻し」を免除する意思表示があったものと推定されることになりました。したがって、妻が夫から生前に譲り受けた土地建物は、当然には相続の対象にならないと言えます（ただし、遺留分の算定には別途の留意が必要となります。）。

### 解説

共同相続人の中に、被相続人から、遺贈を受け、婚姻もしくは養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けていたり、遺贈を受けていたりする者がいる場合、これらの遺贈や贈与は特別受益としてその額が相続財産に加算された上で、各共同相続人の相続分を確定することとなる。そして、特別受益を受けた相続人は、算定された相続分から特別受益額を控除した残額が具体的相続分とされる（民法903条1項）。

もっとも、被相続人の意思表示により、上記のような特別受益の持戻しを免除する制度がある。すなわち、特定の相続人に対して特別に多くの財産を承継させようと意図し、被相続人が、特別受益を受けた相続人の具体的相続分を算定する際に、持戻しを免除するとの意思や特別受益を相続財産に加算しないとの意思を表示した場合には、その意思表示が効力を有し、持戻しは免除される（新法903条3項）。

そして、今回の相続法改正では、婚姻期間が20年以上の夫婦について、この持戻し免除の制度を活用するため、新たな規定が設けられた。すなわち、①婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、②他の一方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地について遺贈または贈与をしたときにおいて、当該被相続人は、持戻し免除の意思表示したものと推定するとの規定が置かれたのである（新法904条4項）。